

# 推進計画書

平成22年5月

平成27年9月(改定)

須賀川市

### 1. 推進計画書の趣旨

本計画書は、平成 22 年 6 月 1 日から実施される建築確認手続き等の運用改善を受け、「建築行政マネジメント計画策定指針の制定について（技術的助言）（平成 22 年 5 月 17 日付け国住指第 6 5 5 号）」及び同計画策定指針に基づき、建築確認に係る審査期間の短縮及び審査過程のマネジメントについての取組み方針を定めるものとする。

### 2. 現状の分析等

#### (1) 審査に要する所要期間の把握・分析

適判物件・非適判物件毎に審査に要する平均所要期間を把握・分析

(H27. 6. 1~H27. 8. 31)

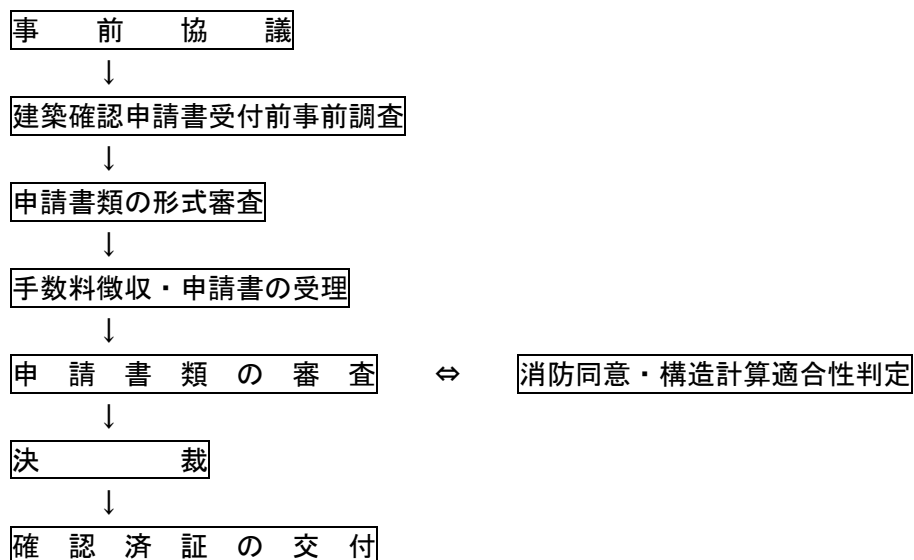
	事前相談		確認申請から確認済証交付						合計	
			確認審査		適判審査		計			
	総日数	実審査日数	総日数	実審査日数	総日数	実審査日数	総日数	実審査日数	総日数	実審査日数
適判物件										
非適判物件			—	—	—	—	4.63	3.36	4.63	3.36

#### (2) 審査に長期間を要している物件の把握・分析（適判物件・非適判物件毎）

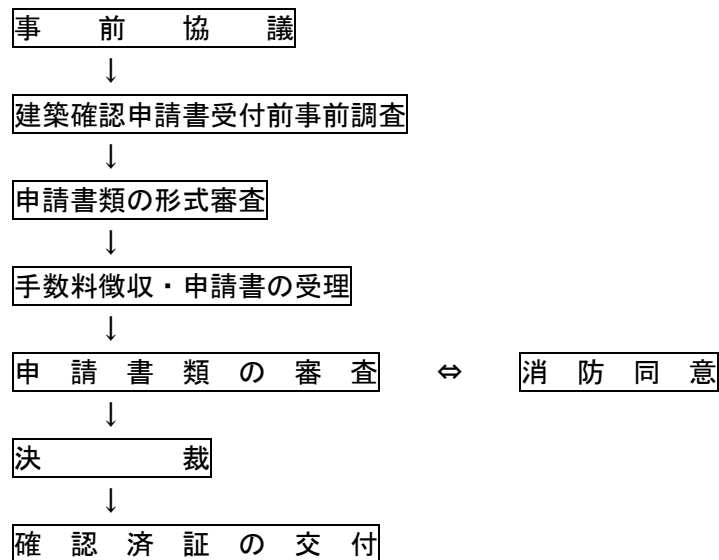
・現段階では審査に長期間を要している物件はない。

#### (3) 確認審査の流れ（適判物件・非適判物件毎）（消防同意手続きを含む。）

・適判物件



・非適判物件



(4) 確認審査の体制（平成27年9月現在）

- ・担当職員 建築主事2名他

(5) 事前協議

- ・建築基準法第6条1項、1～3号と4号の区分
- ・建築可能と不可能の判断
- ・都市計画区域内、市街化区域、市街化調整区域の区分
- ・接道、みなし道路協議の要不要
- ・須賀川市中高層建築物の建築に関する指導要綱に基づく届出の要不要
- ・福島県「人にやさしいまちづくり条例」に基づく届出の要不要

(6) 審査担当者会議

- ・必要に応じて庁内関係部局等との個別協議を実施している。

(7) 長期間かかっているものの理由と対応

- ・現段階では長期間かかっているものはない。

(8) その他、指摘事項のバラツキをなくすために工夫していること

- ・指摘事項等を書面に残して担当職員間で共有することで統一的な対応に努めている。

(9) その他、確認審査に要する期間を短くするために工夫していること

- ・審査フロー及びマニュアルを作成している。
- ・独自の審査チェックシートを作成している。

### 3. 建築確認審査の迅速化の目標設定

円滑な経済活動の実施を確保しつつ、建築確認の実効性を確保するため、迅速かつ適確な建築確認審査を実施することを目標とする。

特に構造計算適合性判定を要する物件については、確認図書の受付から確認済証交付までの所要期間の平均値※について概ね 35 日以内を目指す。

※「不適合通知」又は「建築基準関係規定に適合するかどうかを決定できない旨の通知」がなされた物件を除いた平均値とする。

### 4. 建築確認審査の迅速化のための取組み

適確な確認審査を実施することを前提に、確認審査手続きの迅速化の取組みについて取り組み方針を以下のように定める。

#### (1) 確認申請受付時点でのチェック方法の徹底

- ・ 確認図書の受付の時点で、①記載すべき事項が欠落していないか、②図書の整合性がとれているか、③法適合上、大きな問題がないか等を、チェックシート等により確認する。
- ・ 以下のような確認図書は、適正なものとは認めないこととする。
  - ・ 申請図書等に記載すべき事項が大幅に欠落しており、建築計画が確定していると認められないもの。
  - ・ 設計図間の不整合が多数あり、審査の実施が困難なもの。

#### (2) 審査方法（審査手順・申請者とのやりとり方法を含む。）の改善

- ・ 確認図書の受付後、意匠審査を行った上で、構造審査と設備審査を並行して実施するなど、複数の担当者で並行して審査を行う。意匠審査においては、特に建築計画に大きく影響する斜線規制や容積率制限などについての問題を発見した場合には、速やかに、申請者等に対して補正等の指示を行う。なお、この場合、確認図書に係るすべての指摘ではない旨を伝達する。
- ・ 補正等の書面の交付を行う場合にあっては、相当の期限を定めて補正や追加説明書の提出を求めるものとする。相当の期限は、内容に応じて、概ね 2 週間以内の一定期間とする。その他の補正等の書面の交付、法定通知の方法、審査期間の考え方等については、「建築確認手続き等の運用改善マニュアル」によるものとする。
- ・ 適判物件については、円滑な並行審査の実施のため、構造計算適合性判定機関等と十分な調整や情報交換を行う。
- ・ 指摘事項について担当者によるバラツキが生じないように、定期的に内部で情報共有し、調整する。

#### (3) 審査体制の改善

- ・ 円滑な確認審査を可能とするため、審査体制の充実について検討する。

#### (4) 構造計算適合性判定や消防同意手続きとの並行審査の具体的方法の策定

- ・ 適判物件については、提出された適判判定通知書及びその添付図書と、確認申請書及びその添付図書との整合性を確認し、構造計算適合性判定機関等と十分な調整や情報交換を行う。
- ・ 消防同意については、積極的に並行審査を行うこととし、消防署と十分な調整や情報交換を行う。

- (5) 建築確認円滑化対策連絡協議会における意見交換の実施
- ・ 建築確認円滑化対策連絡協議会に参加し、設計者、都道府県、特定行政庁、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関との積極的な情報交換や意見交換を行い、円滑な確認審査に努める。
- (6) その他確認審査手続きの迅速化のための取組みの実施
- ・ 建築主事が、物件毎の審査状況の進捗状況を把握し、目標を達成できるよう、必要に応じて審査体制や審査方法について随時改善を図るとともに、指定構造計算適合性判定機関等と十分な調整を図る。

## 5. 建築確認の審査過程のマネジメント

審査過程のマネジメントについて具体的取組み方針を以下のとおり定める。

- (1) 物件毎の進捗管理
- ・ 円滑な確認審査の推進のため、確認図書を受け付けた段階から、物件毎の審査状況の進捗を建築主事が管理するものとする。審査に時間を要するものについては、その対応策を検討する。また、毎月、各物件の審査状況、平均総審査日数、平均実審査日数等を整理・把握し、審査体制や審査方法に改善の余地がないかについて検証を行う。
- (2) 一般からの苦情を受け付ける窓口等の設置
- ・ 審査に係る苦情を受け付ける窓口を建築住宅課に設置し、ホームページを開設する等窓口の多様化を図る。
- (3) 苦情窓口を通じた審査の指摘内容のバラツキ等の把握、特定行政庁や指定確認検査機関内での調査体制の整備
- ・ 寄せられた苦情については、建築住宅課において2週間に一度の頻度で整理し、建築住宅課長の下に実態を調査し、必要に応じて、バラツキ是正等のための指導を行うものとする。
- (4) 審査員への指導等の取組み方針
- ・ 審査担当者と事務担当者との審査方法に関する定期的な情報交換・意見交換の場を設ける。特に、審査に当たって運用を明確にすべき事項については、積極的な意見交換を行う。また、審査担当者の審査技術の向上のため、計画的に研修会等に参加させる。
- (5) その他審査バラツキ是正のための取組み
- ・ 日本建築行政会議、福島県内特定行政庁連絡会議、福島県建築行政担当者会議を通じて、確認審査に当たっての運用の明確化を図る。

## 6. その他

- (1) 推進計画書の公表方法
- ・ 市のホームページに掲載する。
  - ・ 窓口において資料の配布をする。

(2) 推進計画書を用いた設計者等との意見交換の実施

- ・円滑かつ迅速な審査等の実施は、特定行政庁のみの努力でできるものではないことから、建築確認に関わる関係団体等との意見交換を実施し、審査業務の適確な実施の確保に努める。